

日清製粉労働組合規約

日清製粉労働組合基本方針

(目的)

- 日清製粉労働組合は、組合員ひとりひとりが「家庭」「会社」「社会」におけるそれぞれの生活を、バランスが取れ、充実したものにするために行う努力を支援するために、「社員福祉の向上」、「会社の発展」、「より良い社会の実現」に向けた活動を行う。

(組織体制)

- 日清製粉労働組合は、働く者の権利をもとに、外部からの一切の支配、介入を許さない力強い組織を確立する。
- 日清製粉労働組合は、組合員ひとりひとりの意見が反映される柔軟な組織をつくりあげる。

(基本精神)

- 私たちは、すべての人が平等な権利、義務をもっていることを認め合う。
- 私たちは、お互いが力を合わせ、助け合うとの精神にのっとり、全員参加で組合活動を進める。
- 私たちは、自分自身の人生の充実のためには、自助努力が基本にあることを自覚して、行動する。
- 私たちは、平等な機会と公正な処遇のもとに、常により質の高い労働力を提供し、会社の発展に努力する。
- 私たちは、働く者の立場からの提言を会社に行うとともに、そこでの決定事項については、一方の当事者として責任を負うものとする。
- 私たちは、社会の一員として、現在の日本の社会システム（民主主義、自由主義、資本主義など）を認めた上で、より良い社会、より公正な社会の実現のために、責任を果たしていく。

(H5.8 改定) (H21.8 改定)

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称と所在地)

この組合は、日清製粉労働組合（以下組合という）と称し本部は東京都千代田区神田錦町 1 丁目 17 番 4 号 錦町司ビル 601 に置き、支部及び分会を各事業所に置く。

(H10.8 改定)

第 2 条 (法 人)

組合は法人とする。

(H5.8 改定)

第2章 目的と事業

第3条 (目的)

組合は基本方針の完遂を目的とする。

第4条 (事業)

この組合は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 労働協約に関する事項
2. 労働条件に関する事項
3. 社会福祉に関する事項
4. 経営への提言に関する事項
5. より良い社会づくりに関する事項
6. 組合運動の強化、及び他団体との連繋に関する事項
7. その他、目的達成に必要な事項

(H5.8 改定)

第3章 組合員

第5条 (組合員の範囲)

この組合は、株式会社日清製粉グループ本社、日清製粉株式会社、株式会社日清製粉ウェルナ、日清エンジニアリング株式会社、日清ファルマ株式会社、株式会社日清製粉デリカフロンティアの社員をもって組織する。また、組合が認められない不当に解雇された者は組合員としての範囲に含まれる。但し、次の各号の一つに該当する者は除く。

1. M層社員
2. 株式会社日清製粉グループ本社総務本部労務部労務担当部員、日清製粉株式会社管理部労務担当部員、株式会社日清製粉ウェルナ管理部労務担当部員、日清エンジニアリング株式会社総務部労務担当部員、日清ファルマ株式会社管理部労務担当部員、株式会社日清製粉デリカフロンティア管理部労務担当部員
3. 試用期間中の者
4. その他会社と組合双方において認めた者

(H11.3 改定) (H13.8 改定) (H14.3 改定) (H15.3 改定) (H15.10 改定)
(H16.3 改定) (H18.8 改定) (2022.2 改定) (2022.8 改定)

第6条 (組合員の平等)

何人も如何なる場合においても人種、宗教、性別、門地、思想、または身分によって組合員たる資格を奪われることはない。

(H8.8 改定)

第7条 (加入の手続き)

会社の社員として採用され組合員となった者は、労働協約に基づき、組合に加入する。組合は新たに加入した組合員から加入金 1,000 円を徴収する。

(2022.8 改定)

第8条 (資格の取得、及び名簿の登録)

組合員の資格が与えられるのは、会社に社員として採用された日よりとする。

(H8.8 改定) (2022.8 改定)

第9条 (組合員の権利)

この組合の組合員はすべての次の権利を有する。

組合員はこの組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有する。

1. 組合が獲得した諸条件、及び組合の行う事業の特典を享有する権利
2. 規約によって行う選挙権
3. 処罰に対する弁明、ならびに弁護の権利
4. 所定の機関手続きを経て、この組合に意志を表示し、決議に参加する権利
5. 所定の手続きを経て会計帳簿及び証拠書類、議事録を閲覧する権利
6. 役員の行動や執行機関の活動状況について報告を求める権利

第10条 (組合員の義務)

この組合の組合員は、すべて次の義務をもっている。

1. 規約及び決議に服する義務
2. 組合の会議に出席し決議に加わる義務
3. 組合費及び機関の決定にもとづく臨時費等を納入する義務

第11条 (資格の喪失)

組合員が次の各号の一つに該当した場合は組合員の資格を失う。

1. 死亡したとき
2. 組合から除名されたとき
3. 退職、及び第5条但し書きに該当したとき

但し、3項に該当する組合員が生じた場合は、当該組合員が不当な取扱でないことを確認した後でなければならない。

(S59.8 改定) (S60.4 改定) (H2.8 改定) (H4.8 改定) (H5.8 改定) (2022.8 改定)

第4章 組織及び構成

第12条 (構成)

この組合は本部・支部、ならびに分会をもって組織する。

1. 支部は25名以上の組合員で構成される一事業所（本社、営業所、研究所、工場）を単位として組織する。但し、支部から分会又は、分会から支部への変更は25名を基準とし、当該事業場、支部の地域性、活動状況の実態を勘案し決定する。
2. 分会は25名未満の一事業所で組織し、関連ある支部の分会とする。
3. 支部、分会名、ならびに所在地は次の通り。

1 函館支部	北海道函館市海岸町 21-13	函館工場内
○札幌分会	北海道札幌市中央区北3条西 3-1	札幌営業所内
2 仙台支部	宮城県仙台市青葉区一番町 1-9-1	仙台営業所内
3 館林支部	群馬県館林市栄町 6-1	館林工場内
4 上田支部	長野県上田市大字上塩尻 751	上田工場内
5 上福岡研究所支部	埼玉県ふじみの市鶴ヶ岡 5-3-1	上福岡研究所群内

6	千葉支部	千葉県千葉市美浜区新港 8-1	千葉工場内
7	本社支部	東京都千代田区神田錦町 1-25	本社内
8	東京支部	東京都中央区日本橋小網町 19-12	小網町ビル内
○	高崎分会	群馬県高崎市和田町 2-3	関東営業所内
9	鶴見支部	神奈川県川崎市川崎区大川町 3-1	鶴見工場内
10	名古屋支部	愛知県名古屋市中川区長良町 1-1	名古屋工場内
11	知多支部	愛知県知多市北浜町 12	知多工場内
12	名古屋営業所支部	愛知県名古屋市中区武平町 5-1 名古屋栄ビル 9階	名古屋営業所内
13	大阪支部	大阪府大阪市淀川区宮原 3-5-36 新大阪トラストタワー	大阪営業所内
14	東灘支部	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町 14	東灘工場内
15	岡山支部	岡山県岡山市北区下石井 1-3-16	岡山工場内
○	広島分会	広島県広島市中区宝町 9-11 信用組合会館ビル 4F	広島営業所内
16	坂出支部	香川県坂出市入船町 1-2-10	坂出工場内
17	福岡営業所支部	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-19-5	福岡営業所内
18	福岡支部	福岡県福岡市中央区那の津 4-2-1	福岡工場内

(H10.8 改定) (H12.8 改定) (H15.9 改定) (H16.8 改定) (H17.3 改定)
(H18.8 改定) (H20.8 改定) (H21.8 改定) (H23.2 改定) (H24.8 改定)
(H26.8 改定) (H27.8 改定) (H28.12 改定) (2019.8 改定)

第 13 条 (本部)

1. 本部は各支部の統一を保ち、全般的運営に当たる。
2. 本部は中央執行委員会がその責に任じ、中央執行委員長が代表する。
3. 本部に書記局を置く。
 - (イ) 書記局は書記長が責任者となり、日常の組合活動の事務をとる。
 - (ロ) 書記局は書記次長が書記長を補佐し、書記局業務を推進、処理する。
書記局の細部については別に定める。

第 14 条 (支部及び分会)

各支部及び分会は本規約に準拠し、支部は支部細則、分会は分会細則を設け、組合業務を遂行する。

1. 各支部、分会は自主的に運営できる事項については処理することができるが、常に本部に連絡しなければならない。また、直接その他の支部または分会に関連ある事項については本部の承認を要する。
2. 包含された分会、及び支部の運営は常に緊密な連絡を行うものとする。
3. 各支部及び分会は、細則改廃の都度本部に写しを送付しなければならない。
4. 各支部及び分会は本部の調査事項、ならびに資料、情報の収集に関し速やかに報告しなければならない。
5. 各支部は支部定期大会開催後、本部に支部定期大会議案書を提出しなければならない。

(S61.8 改定) (S62.3 改定) (H1.8 改定) (H2.8 改定) (H3.8 改定)

第 5 章 機 関

第 15 条 (機関の種類)

この組合に次の機関を置く。

1. 大 会
2. 中央執行委員会

第 16 条 (機関の成立)

大会及び中央執行委員会は議決権ある会議定数の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しない。

- (イ) 会議定数とは各機関の総人数をいう。
- (ロ) 会議定足数とは各機関の成立必要人数をいう。
- (ハ) 会議出席数とは各機関に出席した人数をいう。

第 17 条 (議長団)

大会に議長団を置き、議事を司宰する。

議長団は正副各 1 名をもって構成する。

議長団に欠員を生じた場合、また事故のため出席できないときは代理をこれにあてる。

第 1 節 大 会

第 18 条 (大会の性格と構成)

1. 大会はこの組合の最高議決機関で、代議員、中央執行委員、及び正副議長で構成する。

中央執行委員は議決権を有しない。

2. 大会代議員は各支部組合員の直接無記名投票によって選出し、支部を単位として、次の通りとする。

- | | | |
|---------|-----------|--------|
| (イ) 組合員 | 150 名迄 | 1 名 |
| (ロ) 組合員 | 151～300 名 | 2 名 |
| (ハ) 組合員 | 301～450 名 | 3 名 |
| (ニ) 組合員 | 451～600 名 | 4 名 |
| (ホ) 以降も | 150 名ごとに | 1 名増す。 |

3. 代議員の数は毎月 1 日の所属組合員数でその月の数を決める。

第 19 条 (定期大会)

定期大会は毎年 1 回 (8 月) 開催し、中央執行委員長が招集する。

(H21.8 改定)

第 20 条 (臨時大会)

1. 臨時大会は次の場合に開催し、中央執行委員長が招集する。

- (イ) 中央執行委員会が必要と認めた場合。
- (ロ) 代議員の 3 分の 1 以上が要求した場合。

第 21 条 (大会開催の明示)

定期大会、または臨時大会を開催するときは、開催当日を含む 15 日前に開催理

由、日時、場所、日程等その他必要なる事項を全組合員に明示して招集しなければならない。

但し、臨時大会にして緊急止むを得ない場合はこの限りではない。

第22条 (大会の権限)

大会の承認、または決議を要する事項は次の通りとする。

1. 運動方針及び年間活動計画
2. 事業ならびに会計報告
3. 選挙ならびに信任不信任
4. 外部団体への加入、または脱退
5. 組合財産の処分
6. 賞 罰
7. 規約の改廃
8. 労働協約の締結、及び改廃
9. 支部及び分会の除名
10. 争議行為の開始
11. 公認会計士の委嘱
12. 顧問弁護士の委嘱
13. 組合の合併、ならびに解散
14. その他重要なる事項

但し、1号より6号まで、及び14号は代議員数の過半数の賛成を要し7号より12号までは代議員の3分の2、13号は4分の3以上の賛成を要するものとする。

第2節 中央執行委員会

第23条 (中央執行委員会の性格と構成)

中央執行委員会は組合の執行機関で、会計監査を除く本部役員で構成し大会の議決を執行し、次期大会に報告承認を受けなければならない。

第24条 (中央執行委員会の招集)

中央執行委員会は必要に応じ、中央執行委員長が招集し議長となる。

第25条 (中央執行委員会の任務及び権限)

中央執行委員会は次の事項を遂行し、大会に対してその責任を負う。

1. 大会の議決に基づく業務
2. 大会に対する提案及び報告
3. 緊急事項の処理
4. 上級団体への役員の選任
5. 第1号の業務遂行のため、支部分会に対し本部指令を発する権限
6. 日清製粉労働組合推薦の共済会代議員選任
7. 自社株に関する権限 (売買、株主としての権利行使等)

(H5.8改定) (H7.8改定) (H15.9改定) (H21.8改定)

第6章 本部役員

第26条 (役員構成)

本部に次の役員を置く。

1. 中央執行委員長 1名
2. 中央副執行委員長 1名
3. 書記長 1名
4. 書記次長 1名
5. 中央執行委員 若干名
6. 会計監査 2名
7. 1～5の役員はそれぞれ兼ねることができる。
8. 専従者が上級団体の専従者となるときにはこの構成にはよらず、大会で定める。

(H7.8 改定) (2022.8 改定)

第27条 (役員選挙)

1. 本部役員は大会において、代議員の直接無記名投票によって選出する。
2. 会計監査を除く本部役員は、支部役員を兼ねることはできない。

第28条 (役員の仕事)

役員の仕事は次の通りとする。

1. 中央執行委員長は組合を代表し、業務の遂行、財産の管理など、一切の責に任ずる。
2. 中央副執行委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長事故あるときは代理する。
3. 書記長は常時業務を処理し、書記局一切の責に任じ、組合の証印金銭等の会計業務を掌握する。
4. 書記次長は書記長を補佐し、書記局業務を推進、処理する。
5. 中央執行委員は中央執行委員長の統括のもとに組合業務の執行、処理にあたる。
6. 会計監査は会計業務を監査する。

第29条 (役員の任期)

1. 役員の任期は定期大会から翌年度定期大会までとする。
2. 本部役員に欠員を生じた場合は補欠選挙を行う。但し、この場合任期は前任者の残余期間とする。

第30条 (専従者)

1. この組合に専従者を置くことができる。
2. 専従者規定は別に定める。

(H2.8 改定) (H4.8 改定)

第7章 選挙

第31条 (選挙)

本組合員の選挙は、本章に基づき大会において選挙する。

(H21.8 改定)

第32条 (運営)

選挙の運営はすべて選挙管理委員によって行う。

第 33 条 (選挙管理委員)

選挙管理委員は3名とし、その都度出席代議員中より3名連記投票により選出し、得票順に定める。

選挙管理委員長は選挙管理委員の互選による。この場合の選挙管理は書記局において行う。

(2022.8 改定)

第 34 条 (中央執行委員の選出)

中央執行委員は次により選出される。

但し、専従役員は、立候補することができる。立候補する場合は、選挙15日前までに書記局に届け出なければならない。

1. 中央執行委員長は全組合員中より選出される。
2. 副執行委員長、書記長、書記次長、及び中央執行委員は全組合員より選出される。但し、中央執行委員長より候補者を推薦することができる。
3. 投票は次の順に行う。
 - (1) 中央執行委員長 (単記とし定数の2分の1以上の得票を要する)
 - (2) 中央副執行委員長 (単記とし定数の2分の1以上の得票を要する)
 - (3) 書記長 (単記とし定数の2分の1以上の得票を要する)
 - (4) 書記次長 (単記とし定数の2分の1以上の得票を要する)
 - (5) 中央執行委員 (大会で定める人数の連記とし得票順に定める)

(2022.8 改定)

第 35 条 (会計監査)

会計監査は、中央執行委員を除く全組合員中より3名連記投票により得票順に定める。但し、役名(会計監査2名、会計監査代理1名)ごとに選出する。

(2022.8 改定)

第 36 条 (中央協議会委員)

中央協議会委員には、中央執行委員があたり、内1名は幹事にあたる。

但し、会社在籍満3年以上のものとする。

第 37 条 (正・副議長及び代理人)

正副議長及び代理人は、本部役員を除く全組合員中より4名連記投票により得票順に定める。但し、役名(議長1名、副議長1名、議長代理2名)ごとに選出する。

(2022.8 改定)

第 38 条 (審問委員)

審問委員は、正・副議長及び本部役員を除く全組合員中より4名連記投票により得票順に定める。

但し、大会において代議員が推薦することが出来る。

(H20.8 改定) (H21.8 改定) (2019.8 改定)

第 39 条 (再投票)

すべての選挙において得票が規定の数に満たないときは、有資格者について再投票を行って定める。但し、再投票が同数の場合は抽籤による。有資格者とは、本人以下の得票数の合計が得票規定数に達する者をいう。

第 40 条 (犠牲者救護運用委員)

犠牲者救護運用委員は正・副議長及び本部役員を除く全組合員中より 4 名連記投票により得票順に定める。

本部役員中、執行委員長、書記長は運用委員となる。

但し、大会において代議員が推薦することが出来る。

(H20.8 改定) (H21.8 改定) (2019.8 改定)

第 41 条 (投票)

本章の定めによる投票はすべて直接無記名投票とする。

第 42 条 (無効)

次の投票は無効とする。

1. 所定のフォームを使用しないもの。
2. 規定数の氏名を記入しないもの。
3. 誰を記入したか確認しがたいもの。

(H2.8 改定) (H5.8 改定) (2022.8 改定)

第 8 章 統 制

第 43 条 (統 制)

この組合の全般的な統制は本部で行う。

1. 大会の議決は、支部議決に優先する。
2. 支部(分会)は本部指令に違反することはできない。
3. 支部(分会)が外部団体に加入、または脱退するときは、大会の承認を必要とする。

支部及び分会独自の問題であって、その決定が事業場長の権限にある事項については、支部長の要請により、中央執行委員長は支部長に団体交渉を委任する。

但し、支部長は団体交渉の時期内容その他結果について、中央執行委員長に詳細に報告しなければならない。

(H5.8 改定)

第 9 章 争 議

第 44 条 (争 議)

1. この組合が争議行為を実施しようとするときは大会又は組合員の投票による決定を必要とする。
 - (1) 大会において争議行為の開始を決定する場合は、代議員の直接無記名投票による代議員数の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
 - (2) 組合員投票によって争議行為の開始を決定する場合は全組合員の直接無記名投票によって行い、全組合員数の 3 分の 2 以上の賛成を要する。
 - (3) 大会における代議員の直接無記名投票又は全組合員の直接無記名投票による 3 分の 2 以上の賛成が得られた場合、争議行為に関する権限を中央闘争委員会に委譲することができる。
2. 全組合員の投票を行うときは次の通りとする。
 - ① 投票当日を含む 5 日前に全組合員に公示しなければならない。

- ② 投票は所定用紙により定めたる投票日に各支部一斉に行い、投票結果については各支部は本部に対し直ちに文書報告する。
 - ③ 表決認証は本部は中央執行委員長が行い、支部は支部長が行う。
3. 中央闘争委員会規定は別に定める。

(S63.8 改定)

第 10 章 会 計

第 45 条 (組 合 費)

組合費は組合員より徴収し、組合費の徴収額は毎年大会において決定する。但し、臨時に組合費を必要とする場合または増額を必要とする場合は大会の承認を得て徴収することができる。

(H21.8 改定) (2022.8 改定)

第 46 条 (組合費の取り扱い)

納入した組合費は一切返却しない。

第 47 条 (給与及び旅費)

給与及び旅費規定は別に定める。

第 48 条 (会 計 年 度)

この組合の会計年度は 8 月 1 日にはじまり翌年度 7 月 31 日に終わる。
予算及び決算は大会の議決承認を受けなければならない。

第 49 条 (会 計 監 査)

決算及びそれに関連するすべての会計報告について大会の議決承認を受ける場合は、組合が委嘱した職業的に資格ある会計監査人による正確である事の証明書とともに少なくとも毎年 1 回組合員に公表されること。この組合の会計監査は会計規定により監査する。

第 50 条 (会 計 規 定)

会計規定は別に定める。

(H5.8 改定)

第 11 章 賞 罰

第 51 条 (表 彰)

1. この組合の組合員であって永年に亘り組合活動を指導されてきた功労者については別に定める組合功労者表彰規定に基づきこれを表彰する。
2. 前項とは別にこの組合の組合員であってこの組合に特に功労及び名誉を著しく昂める行為があったと認めた場合、大会の議決を経てその都度中央執行委員長はこれを表彰する。
3. 本組合に在籍しない者で、本組合の活動に多大な功績のあったと認めた場合、大会の議決を経てその都度中央執行委員長はこれを表彰する。

第 52 条 (制 裁)

1. 組合員が組合同約及び諸規定に違背し、統制を乱したときは処罰する。
2. 処罰規定は別に定める。

(H5.8 改定)

第 12 章 支 部

第 1 節 機 関

第 53 条 (機 関)

支部の機関は次の通りとする。

1. 大 会
2. 委 員 会
3. 執行委員会

但し、支部定期大会は本部定期大会終了後開催するものとする。

第 54 条 (機関の成立と議決)

機関の成立は支部の実情により、議決は成立数の 2 分の 1 を下回らない。

(H21.8 改定)

第 2 節 支 部 役 員

第 55 条 (支 部 役 員)

支部に次の役員を置く。

支部長	1 名
副支部長	1 名
書記長	1 名
執行委員	若干名
会計監査	2 名

(イ) 支部長は支部を代表し、支部の業務ならびに第 14 条に規定された事項に関し、一切の責任を負う。

(ロ) 副支部長は支部長をたすけ事故あるときはこれにかわる。

(ハ) 書記長は書記局一切の業務を掌る。

(ニ) 執行委員は支部業務を分掌執行する。

(ホ) 支部会計監査は会計を監査し、支部大会に報告する。

(ヘ) 支部の実情に合わせ、上記以外の役員を置くことができる。

第 56 条 (支部役員の任期)

支部役員の任期は本部役員の任期に準ずる。

第 57 条 (支部役員の転勤)

支部役員が所属支部を転じたときは解任となる。

第 3 節 書記局及び専門部

第 58 条 (書 記 局)

支部は書記局を置く。

第 59 条 (専 門 部)

支部は次の専門部を設ける。

1. 企画調査部
2. 組 織 部
3. 教育宣伝部

他の専門部については支部の実情に応じて置くことができる。

第 60 条 (専門部の所管事項)

1. 企画調査部は、労働条件に関する企画調査を行う。
2. 組織部は、上部及び外部団体との連絡折衝、活動の点検と闘争体制の強化を行う。
3. 教育宣伝部は教育宣伝活動を行う。
4. 他の専門部については支部の実情に応じて活動を行う。

(H21.8 改定)

第 4 節 選 挙

第 61 条 (選 挙)

1. 支部長、副支部長、書記長は組合員中より直接無記名投票により、総投票数の 2 分の 1 以上を要する。
2. 代議員は組合員中より直接無記名投票により、得票順に定める。

第 62 条 (選挙の手続)

選挙の手続は支部の実情にそって行う。

第 5 節 会 計

第 63 条 (支 部 費)

支部の必要経費は本部からの支部交付金によって賄う。

(2022.8 改定)

第 64 条 (旅 費 日 当)

支部は本部の「給与及び旅費規定」を準用する。

第 65 条 (財産の管理)

支部長は財産の管理及び会計の責任を負う。

第 6 節 分 会

第 66 条 (分 会)

分会の運営に必要な細則は別途に定める。

附 則

第 67 条 (施 行 期 日)

この規約は昭和 29 年 9 月 25 日より施行する。

第 68 条 (規 約 の 改 廃)

この規約の改廃は大会において代議員の無記名投票により、代議員数の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 69 条 (細 則)

1. 本組合に必要なときは細則を設けることができる。
細則は大会の承認を得て本規約と同等の効力を有する。
2. 支部細則の改廃は中央執行委員会にて承認後、支部の大会において議決権を有する組合員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

分 会 細 則

本細則は組合格約第 12 章第 66 条に基づき定めるものである。

第 1 条 機 関

分会には分会会を設ける。

第 2 条 役員構成と任務

分会長 1 名

副分会長 1 名

(イ) 分会長は分会を代表し、分会の業務ならびに第 14 条に規定された一切の事項に関し、一切の責任を負う。

(ロ) 副分会長は分会長を助け、事故あるときはこれにかわる。

(ハ) 支部会計監査は分会会計を監査し支部大会に報告する。

第 3 条 役員任期

分会役員任期は支部役員任期に準ずる。

第 4 条 役員転勤

分会役員が所属する分会を転勤等により転じた場合は解任となる。

第 5 条 選 挙

分会長、副分会長の選出は分会組合員中により分会の事情に沿って行う。

第 6 条 分会の財政

分会の必要経費は本部からの支部交付金と分会交付金によって賄う。

(2022.8 改定)

第 7 条 旅費、日当

分会費に対する旅費、日当の支給は、支部細則に基づき準用する。

第 8 条 財産管理

分会長は分会の財産の管理及び会計の責任を負う。

第 9 条 細則の適用

分会細則に定めなきものは支部細則を準用する。

(S61.8 新設) (H5.8 改定)